

名古屋観光デジタルマップ制作等業務委託 評価基準

評価項目		評価ポイント	配点	
企画 提案	内容	観光デジタルマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルマップとして必要十分な機能・情報が備わっているか ・翻訳の対応は適切か ・AIを用いた有効な提案機能の搭載がされているか ・効果的な広告表示機能の提案はあるか ・その他利用者の利便性向上・周遊促進に効果的な提案があるか 	30
		簡易版紙マップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・観光マップとして必要十分な情報が掲載されているか ・見やすく、利用しやすいデザインの提案があるか 	10
		利用促進プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルマップの周知・及び利用促進のための効果的なプロモーションが提案されているか 	15
		行動分析の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・観光マーケティングに生かせるデータ抽出の仕組みが適切に構築されているか 	20
		広告営業手法の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な広告営業手法の提案があるか 	10
業務 実施	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者及び人員等が適切に配され、確実に提案内容を実現できる体制となっているか、またスケジュールは適切か 	5	
	実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の受託実績があるか 	10	
合 計 点			100	

【 提案者の順位の決定方法 】

- 1 評価委員1名あたり100点満点、合計400点満点で、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を契約候補者とする。なお、各評価委員の採点の合計点で240点の点数を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

- 2 点数が同点、または僅差(3点以内)となった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目のうち「内容」の得点の合計が高い者を上位とする。
 - (2) (1)も同点の場合は、「観光デジタルマップの作成」の得点の合計が高い者を上位とする。
 - (3) (2)も同点の場合は、再度各評価委員から意見を聴き、委員長が順位を決定する。

*採点の基準

区分	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分	
配点	5点	5点	4点	3点	2点	1点
	10点	10点	8点	6点	4点	2点
	15点	15点	10点	7点	5点	2点
	20点	20点	15点	10点	7点	3点
	30点	30点	20点	15点	10点	5点